

卒業認定基準

第2節 卒業の認定

1. 卒業の認定は、卒業認定判定会議で審議の上、学校長がこれを行う。
2. 次の各項を全て充足している場合は卒業を認めるものとする。
 - (1) 本校各学年の所定の教育課程を履修し、その単位を全て修得していること。
 - (2) 平素の性行において卒業させるにふさわしいこと。
 - (3) 定められた期日までに校納金を完納していること。
3. 前項のいずれかを欠く場合は、卒業認定判定会議で審議の上、卒業延期又は原級留置等の措置を決めるものとする。

※卒業認定基準は、教務内規による。